

葛飾区教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和7年3月27日

葛飾区長

葛飾区条例第32号

葛飾区教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例

葛飾区教育委員会教育長の給与等に関する条例（昭和31年葛飾区条例第21号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「種類」を「種目」に、「車賃、日当、宿泊料、食卓料、移転料、着後手当、扶養親族移転料、支度料」を「その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費、家族移転費、渡航雑費、死亡手当」に、「昭和31年10月葛飾区条例第20号」を「昭和31年葛飾区条例第20号」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第3条第2項の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行について適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。